

## 京都府私立幼稚園保育料軽減補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 知事は、私立幼稚園に通園する園児の保護者の保育料負担の軽減を図り、幼児教育の振興に資するため、保育料の軽減を行う学校法人又は非学校法人立の幼稚園の設置者(以下「学校法人等」という。)に対して、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 京都府私立学運営費補助金の交付を受けない京都府内に設置されている私立幼稚園をいう。
- (2) 園児 私立幼稚園に通園する次に掲げる者をいう。
  - ア 5歳児、4歳児及び3歳児(当該年度の10月1日現在当該幼稚園に在籍する者で、その年度の4月1日現在の満年齢がそれぞれ5歳、4歳及び3歳であるものをいう。)
  - イ 満3歳児(当該年度の1月始業日現在当該幼稚園に在籍する者で、その年度の4月2日以降満3歳の誕生日を迎えるものをいう。)
- (3) 保護者 京都府内に居住している、所得額が別に定める基準額以下の者で、園児の保育料を現に負担しているもの(その者が2人以上あるときは、所得税法(昭和40年法律第33号)上、当該園児の扶養者となっている者)をいう。

### (補助額)

第3 補助金の額は、園児1人について年額1万8,000円とする。ただし、負担する保育料が年額1万8,000円に満たない場合は、その額を限度とする。

### (申請書)

第4 規則第5条に定める申請書については、別記第1号様式のとおりとする。

### (補助の条件)

第5 補助金の交付を受けた学校法人等は、速やかに補助金相当額の保育料を軽減しなければならない。

### (事業変更承認申請書)

第6 補助金の交付を受けた学校法人等は、補助事業の内容を変更する場合には、別記第2号様式による事業変更承認申請書を、知事に提出しなければならない。

### (実績報告書)

第7 規則第13条に定める実績報告書については、別記第3号様式のとおりとする。

### (書類の保存)

第8 補助金の交付を受けた学校法人等は、補助金に係るすべての関係書類を年度終了後10年間保存しなければならない。

### (その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。